

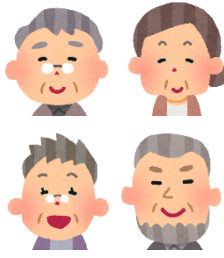
初めて介護サービス等を利用するには

65歳以上の方が対象です！

①相談します

介護サービス等を利用したい人

- ・地域包括支援センターや介護保険課で、利用したいサービスなどについて相談します。



②認定申請前に確認します

・まず、「要介護・要支援新規認定申請時身体状況確認書」で次のような身体状況を確認します。

No.	確認事項
①	64歳以下の方（40～64歳の医療保険加入者で特定疾病に該当する方）
②	一人で歩くことが出来ない方（車いすに乗っている、寝たきりなど）
③	障がいのサービスを利用している方（障がい福祉サービス、地域生活支援事業など）
④	病気の回復が見込めずターミナル（終末期）の状態の方（がん末期など）
⑤	指定難病医療受給者証をお持ちの方
⑥	認知症により日常生活に支障をきたしている方
⑦	入浴が一人で出来ない方
⑧	在宅で医療系サービスの利用が必要な方（訪問看護など）
⑨	住宅改修や福祉用具のレンタルの希望がある方
⑩	ショートステイの利用希望がある方（介護施設に短期間宿泊して介護サービスを受けるもの）

いずれにも該当しない場合

「介護予防のサービス等」を利用する

③介護予防の取組みを案内します

- ・あなたの日常生活の困りごとは、身体機能の改善で解消できる可能性があります。
- ・要介護認定を必要としないサービスや介護予防の取組みをご案内しますので、お住いの地区を担当する地域包括支援センターにご連絡ください。



④基本チェックリストによる判定

- ・地域包括支援センターで、心身や日常生活の状態など生活機能を調べる基本チェックリストを受け、介護予防・生活支援サービスの事業対象者となるか判定します。

基本チェックリスト

運動・口腔・栄養・物忘れ・うつ症状・閉じこもりなどの25のチェック項目についての質問票です。

基本チェックリスト項目（抜粋）

- 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか
- 6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか
- 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
- 週に1回以上は外出していますか

▽生活機能に低下がみられた場合（事業対象者）
介護予防・生活支援サービスを利用できます。

- ・判定結果は、郵送します。

判定結果通知 } 判定結果や有効期間などが記載されています。
被保険者証 }

▽自立した生活を送れる場合
一般介護予防事業を利用できます。

いずれかに該当する場合

「要介護認定を必要とするサービス」を利用する

③要介護認定の申請をします [次ページへ](#)

⑤ケアプランを作ります

- ・地域包括支援センターやケアマネジャーなどの専門職と一緒に高齢者になってもいきいきと元気に暮らせる生活を取り戻すための方法を考えていきます。

⑥サービスを利用します

- ・サービス事業者と契約し、ケアプランに基づいてサービスを利用します。
介護予防・生活支援サービスを利用します。

「要介護認定を必要とするサービス」を利用するには

③要介護認定の申請をします 前ページから

・介護サービスを利用するには、要介護・要支援認定が必要です。

申請先 ▽介護保険課 認定係
▽各地域包括支援センター
▽各地域の窓口センター

必要書類 ▽要介護・要支援認定申請書（窓口か介護保険課ホームページにあります）
▽介護保険の保険証（65歳以上の人）



④認定調査を受けます

・まず、心身の状態などを調べます。

訪問調査 介護認定調査員が自宅等を訪問し、心身の状態を調べるため、本人や家族などに話を伺います。

主治医の意見書 生活機能の低下の原因となった病気やけが、心身の状態などについて、主治医に記載してもらいます。



・次に、審査・判定を行います。

一次判定（コンピュータ） 訪問調査の結果と主治医意見書の該当項目をコンピュータで処理し、仮の要介護度を判定します。

二次判定（介護認定審査会） 保健、医療、福祉の専門家による会議です。一次判定結果、訪問調査、主治医の意見書をもとに、総合的に判断し、要介護度を判定します。

⑥ケアプランを作ります

・利用者の状況をもとに、ケアマネジャーとケアプランを作成します。

こんな時はケアマネジャーへ

交通事故など第三者行為により介護サービスが必要になった場合、利用料を介護保険が一時的に立て替えた後、加害者に請求します。示談前にご連絡ください。

要支援1・2の人

地域包括支援センターに相談します。

要介護1～5の人

▽在宅でサービスを利用する場合
居宅介護支援事業所へ作成を依頼します。

▽施設への入所を希望する場合
入所を希望する施設に直接申し込みます。
※ 介護老人福祉施設は要介護3～5の人が対象です。



⑤認定結果が届きます

・認定結果は、郵送します。

認定結果通知書

被保険者証

負担割合証

要介護度や認定の有効期間など認定結果が記載されています。

要介護・要支援と認定された人に送付され、介護サービス利用料の負担割合が記載されています。

要支援1・2

介護予防サービスや介護予防・生活支援サービスを利用することで生活機能が改善する可能性の高い人

要介護1～5

介護サービスを利用することで生活機能の維持や改善をはかることが適切な人

非該当

要介護・要支援に認定されなかった人
(要介護認定を必要としないサービスや介護予防の取組をご案内しますので、お住いの地区を担当する地域包括支援センターにご連絡ください。)

⑦サービスを利用します

・サービス事業者と契約し、ケアプランに基づいてサービスを利用します。

要支援1・2の人

介護予防サービスを利用します。
(地域密着型サービス含む)

要介護1～5の人

▽在宅でサービスを利用する場合
介護サービスを利用します。
(地域密着型サービス含む)

▽施設への入所を希望する場合
施設サービスを利用します。

